第1回 市町村における精神保健に係る相談支援体制整備の 推進に関する検討チーム

令和5年2月8日

資料 1

市町村における精神保健に係る相談支援体制整備の推進に関する検討チーム 開催要綱

## 1. 趣旨

令和3年 10 月に設置された「地域で安心して暮らせる精神保健医療福祉体制の実現に向けた検討会」では、精神保健に関する市町村における相談支援体制の整備等を含む具体的な取組について検討を重ね、令和4年6月に公表された報告書では、精神保健に関する課題が市町村における母子保健、介護、困窮者支援等の分野を超えて顕在化しており、市町村における相談支援体制整備の重要性が示された。一方で、専門職の配置、財源の確保、精神科医療機関との連携、保健所・精神保健福祉センターからのバックアップ体制の確保に課題があることが指摘されたことから、市町村には精神保健に関する相談支援を積極的に担うための具体的かつ実効的な方策が求められている。

令和4年 12 月には「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」が成立し、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第46条において、市町村等が実施する精神保健に関する相談支援について、精神障害者のほか精神保健に課題を抱える者も対象にできるようにするとともに、これらの者の心身の状態に応じた適切な支援の包括的な確保を旨とすることを明確化するための規定を新設した。

そのため、本検討チームにおいては、今後の市町村における精神保健に係る相談支援 体制整備を推進するための具体的な方策について検討することを目的とする。

## 2. 検討事項

- (1) 相談支援体制に関する現状の整理
- (2) 相談支援体制整備を推進するための方策
- (3) その他

## 3. 構成等

- (1) 社会・援護局障害保健福祉部長による検討チームとし、社会・援護局障害保健福祉部長が開催する。
- (2) 構成員は、別紙のとおりとする。
- (3)検討チームに座長及び座長代理を置く。
- (4) 座長は構成員の互選により選出し、座長代理は構成員の中から座長が指名する。
- (5) 座長は、必要に応じ意見を聴取するため、参考人を招へいすることができる。
- (6) その他、検討チームの運営に関し、必要な事項は座長が定める。

## 4. その他

検討チームの庶務は、社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課が行う。

市町村における精神保健に係る相談支援体制整備の推進に関する検討チーム 構成員名簿

にわがみ よういち 岩上 洋一 一般社団法人 全国地域で暮らそうネットワーク 代表理事

ਜ਼ゕヾ **まきふみ** 岡部 正文 特定非営利活動法人 日本相談支援専門員協会 理事

តវាもと ひでゆき 岡本 秀行 全国精神保健福祉相談員会 理事/川口市保健所疾病対策課 主査

**相原 尚之 全国「精神病」者集団 運営委員** 

小阪 和誠 一般社団法人 日本メンタルヘルスピアサポート専門員研修機構 代表理事

近藤 桂子 生駒市福祉健康部 部長

たかやま み ぇ 高山 美恵 富士河口湖町役場住民課 課長

のぐち まさゆき 野口 正行 岡山県精神保健福祉センター 所長

藤井 千代 独立行政法人 国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所 地域精神保健・法制度研究部 部長

 あるたに
 やすこ

 古谷
 靖子
 高島市健康福祉部高齢者支援局地域包括支援課
 課長

※五十音順、敬称略